

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和2年度 第16回定例  
2月3日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和3年2月3日に教育委員会第16回定例会を招集した。

1 開催日時 令和3年2月3日（水） 開会 13時30分  
閉会 16時30分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 藤 井 明 宏  
委 員 伊 東 幸 宏  
委 員 小野澤 宏 時 雄  
委 員 後 藤 康 雄

事務局（説明員） 長 澤 由 哉 教育部長  
松 井 和 子 教育監  
伏 見 光 博 参事（総括担当）  
塩 崎 克 幸 参事（学校改革担当）  
宮 崎 文 秀 参事兼義務教育課長  
中 山 雄 二 教育政策課長  
青 木 康 行 財務課長  
松 下 明 生 教育施設課長  
本 村 勉 教育厚生課長  
本 多 伸 治 高校教育課長  
伊 賀 匡 特別支援教育課長  
山 下 英 作 社会教育課長  
青 嶋 幸 弘 静西教育事務所長  
西 山 義 則 静東教育事務所長  
小 関 雅 司 総合教育センター所長  
三 科 守 中央図書館長  
貝 瀬 佳 章 教育総務課参事  
山 崎 康 之 教育総務課人事班長  
後 藤 祐 介 教育総務課監察班長  
関 大 康 ICT教育推進室長  
谷 学 義務教育課人事監

4 その他

(1) 第42、43、44、45、46、47、48、49、50号議案は可決された。

(2) 報告事項1及び2は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 45 号議案及び配布報告 2 は議会提出前案件のため、46、47、48、49、  
50 号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 45、46、47、48、49、50 号議案は非公開とする。  
公開案件から審議する。

**第 42 号議案 令和 3 年 2 月県議会定例会に提出する報告書**

- 教 育 長： 第 42 号議案「令和 3 年 2 月県議会定例会に提出する報告書」について、中山教育政策課長より説明願う。
- 教育政策課長： <議案についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 1 点確認したい。以前御提示いただいた評価の取りまとめの内容と今回ここで示していただいたものに異なる点はあるか。
- 教育政策課長： 前回お示ししたものの中で、一部年度途中の取組で「実施する予定である」という記載を、「取組をした」という形で時点修正をした所はあるが、基本的に以前お示ししたものと内容的には変わっていない。
- 藤 井 委 員： 承知した。もう一点、コロナの影響で計画が遅れていると御説明をいただいたが、これが遅れているということは、遅れている分だけその業務が滞ったということであるため、業務量が余ったといううがった見方もできる。これとは別にその余った業務量をどういうふうにも有効利用したのかという点での評価や結果についてチェックできているか。
- 教育政策課長： 余ったかどうかという細かい業務量の算定まではできていない。例えば研修が 1 つ中止になった場合であっても、直前までしっかりと準備をした上で、中止となってしまったという例もあり、中止になったからといって全ての業務がゼロになるということはないと思う。
- ただ、そういった中で一つ我々として考えなければならないのは、例えば、研修であれば集合して実施していたものを、e ラーニングに見直すであるとか、代替の方法というのをも併せて検討ができる機会ではあったと思う。そういったものを踏まえて来年度の取組に関しては見直し内容を反映して、さらに効率的な業務展開に努めていく。
- 藤 井 委 員： 承知した。
- 教 育 長： 他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。
- 全 委 員： (異議なし)
- 教 育 長： 第 42 号議案について可決する。

## 第 43 号議案 令和 3 年度教育行政の基本方針の策定

教 育 長： 第 43 号議案「令和 3 年度教育行政の基本方針の策定」について、中山教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

後 藤 委 員： コロナ禍の時代にあつて、ICTとかそういうものが非常に大事だということはよく分かるが、今までは、コロナのためにアクチュアルな教育よりも ICT にばかり目が行っているが、やはりアフターコロナを見据えて、アクチュアルのコミュニケーションといったものを考える部分を入れていかないと、新年度としてはいかなものかなというような感じがする。

先ほど、藤井委員からもコロナでできなかったいろんな業務の部分で多少の余裕は出たんじゃないかという御意見があつたが、余裕というほどは出ていないかもしれないが、多少なりともそういう余裕があれば、アフターコロナに対する対策を打ち出していこうというようなことを一言入れていくということが大事であると思う。

教育政策課長： 御意見について感謝する。そのような記載を、例えば原文の前文か、もしくは 1 の 1 の柱といった部分に、記載をさせていただく。

藤 井 委 員： 全体としてはコンパクトにまとまっていると思うが、強いて言うならここに書き込む必要はないが、至極網羅的に全ての目標というか方針を掲げているため、もちろん全てをやっていくわけだが、優先するものや、あるいはどんなことがあってもこれは絶対に実施するという実務面での優先順位づけというのを、事務局としてはある程度持つべきであると思う。

教育政策課長： 以前は、この基本方針は全て明朝体で示していたが、委員の皆様から御意見をいただき、特に新しいものであるとか緊急性を要するものについてはゴシックで強調をさせていただいている。

基本方針の具体的な内容をこれからまとめて冊子にしていくが、その中で、我々としてはここまで実施するといったところの数値も含めて記載内容を整理して行きたい。委員の皆様にも冊子という形で共有させていただきたい。

藤 井 委 員： 承知した。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 先ほど後藤委員、藤井委員から、良いアイデアをいただいたため、それらも取り入れて、可決することに異議はあるか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 43 号議案について可決する。

## 第 44 号議案 静岡地区特別支援学校（仮称）の敷地の選定

教 育 長： 第 44 号議案「静岡地区特別支援学校（仮称）の敷地の選定」について、伊賀特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 審議を行うにしても材料がない。選択肢が全然示されないで、こうしたいと思うと提案を受けても、意見を言うベースが何もない。

特別支援教育課長： 設置の規模や形態について、現在調整中の段階であり、そのところが具体的にお示しができない中で、敷地の選定の部分のみお示しをさせていただいている中での上程という形になってしまった。お詫びを申し上げる。

藤 井 委 員： 議案に対して反対というわけではないが。

後 藤 委 員： 藤井委員の御指摘はもっともだと思う。普例えば我々民間会社でも事務所の建築や移転を行う際には、例えばA案とB案とC案とあって、それぞれのプラス・マイナスを示し、その中で例えばAを実現したいというような説明になるが、それがない。それを出せない何か御事情があるのであれば、そのあたりの説明をしていただければと思う。

特別支援教育課長： 少し御説明をさせていただく。特別支援学校の施設整備基本計画に基づいて、静岡地区に知的特別支援学校を整備するという事で、その計画の中に位置づけており、その静岡地区の特別支援学校の設置場所について、いろいろ選定を行ってきた。当初は、単独の敷地に学校を整備していくという方向でいろいろな適地について検討を重ねたが、なかなか条件的に合うところが無く、一方で静岡北特別支援学校の狭隘化がかなり進んでいる状況があり、これ以上児童・生徒数が増えていった場合に、その対応にも限界があるというところで、設置場所の選定については喫緊の課題となっている。その中で、県有地の中で候補地を探していたが、適する場所が見つからない状況で、現在ある学校の中に併置ができないかと考え、静岡視覚特別支援学校の敷地を選定するに至った。

敷地を選ぶに当たっての経緯は、今お話をさせていただいたとおりだが、視覚特別支援学校の中に併置をするというようなどころについては、今現在視覚特別支援学校の児童・生徒数がかなり減少しているというところもあり、今後児童・生徒数が急激に増加をしていくというようなどころはなかなか考えにくいという実情があり、児童・生徒数が減っている中で今ある学校の機能を維持していくためにもある程度の規模の学校にしていく必要もある。

それと、障害の違う学校が1つに、それぞれの学校を併置するという事で、それぞれの専門性を生かした新たな教育のメリットということも組み合わせていけるだろうという教育的な観点からも今回のこのような視覚特別支援学校への併置を考えた。

後 藤 委 員： 検討される段階で、例えばA案とB案とC案といったことは検討され

ていると思う。そのときに今の御説明でもよく分からないのは、時間がないのか、資料がないため、何を基にして選定をしたのか、それがよく分からない。せめて、写真でもあればと思うが。

藤井委員：教育委員会として敷地の選定について総合的に判断した結果、決定するという議案であるため、先ほどから申し上げているとおり、どういう要因を考慮して総合的に判断できるか、その説明が口頭ではなく、併設するしかないということをしつかりと理解できるものを示していただかなければ、結局よく分からないまま決議をしてしまうと、無責任な決議をして後になって何か問題が起こったときに我々は責任を持ってない。

もし何か時間的に急がなければならないような理由があるのであればそれを説明していただきたいし、もし資料があつて時間的に余裕があるなら次回に決議をすべきだと思う。

特別支援教育課長：少し資料を示して説明をさせていただく。今、静岡市の地図を示させていただいたが、静岡北特別支援学校というのが、地図のちょうど上のほうに表示をされており、このエリアを検索というところの下辺りに静岡北特別支援学校が位置している。静岡市の北側に学校が位置しており、その中で旧静岡市の全域が校区になっている状況で静岡北特別支援学校があり、この学校がかなり狭隘化をしている。それと、この地図にはないが、旧清水市に清水特別支援学校があり、そちらのも生徒の狭隘化が進んでいる状況である。そこと比較しても、特に静岡北特別支援学校の狭隘化は非常に激しい状況である。

通学負担といったところを考慮する場合、静岡市に新たな特別支援学校を設置するという事になると、静岡市の駿河区、東海道線よりも南側のところに学校を整備するということが、通学距離等のバランスも考えてよいだろうということで、学校の設置場所についてはいろいろ検討を進めてまいりました。

ただ、なかなか新たな敷地を購入してということも検討はしてきたが、そこに適するような適地がなかなか見つからない中で、静岡北特別支援学校の狭隘化の状態がかなり逼迫をしているという状況があり、ここで決定をしていかなければ開校が遅れてしまい、静岡北特別支援学校における適切な教育環境の維持ということが徐々に困難になっている。

駿河区のほうを中心に探してきたが、例えば高等学校の再編によって高校が空くとか、そういうような状況も今現在ない状況で、静岡市の学校については空き教室を有する学校もほとんどなく、新たにどこにつくるかというようなところを検討してきた。そこで考えたのが、既存の特別支援学校の中に併置をしていくということである。

それで、駿河区にある特別支援学校というようなところでいくと、静岡視覚特別支援学校と静岡聴覚特別支援学校という2校があるわけだが、静岡聴覚特別支援学校については住宅街の中にあるようなところで、敷地的には静岡視覚とさほど変わらないが、住宅街の中にあるような学校である。静岡視覚については、静岡鉄道の駅からも近い、バス停からも

近いというような交通事情も利便性も大変高く、先ほど御説明させていただいたとおり、静岡視覚の児童・生徒が減っている中で、その学校の機能をどう維持していくかというようなところも一つの課題ではある。両方の課題に対応するというようなところで、ここに整備をしていくことが知的だけのことではなくて視覚のこれから起こり得る課題にも対応ができるだろうと、そういうようなことで静岡視覚に併置というような結論を出し、現在に至る。

渡 邊 委 員： 1点質問がある。大体どのくらいの規模の学校になりそうか。

特別支援教育課長： そこについては調整中の段階である。ただ、静岡北等の狭隘化の状況を考えますと、やはり150人とかそれぐらいの規模は必要になると考えているが、精査中である。

渡 邊 委 員： 今のグーグルマップで何となく土地間のイメージが分かったので、ちょうど静岡北と清水の特別支援学校で静岡の中心街寄りの支援が必要な子供たちが通いやすい立地であるというようなイメージを持った。コンセプトとして、これまでも支援が必要な子供と通常学級の子供たちが交流をすることによって、よりよい教育の効果を上げているということもこれまでたくさん見させていただいているため、学校のコンセプトとしても、新しい特別支援に関して比較的全国的にも先進的な取組をしている我が県において、また次のステップに向かっていけるのではないかなと思うため、進めていただければと思う。

藤 井 委 員： 要は、ほかに候補となる土地・敷地を探したけど、実際に具体的に候補として上がってくる物件はなかったという理解で良いか。

特別支援教育課長： そうである。なかなか適地が見つからなかったということで、今回のようなところを検討して結論に至ったという形である。

藤 井 委 員： 一方で予算の枠組みとして、例えば新たな敷地を手当てするほどの金額が確保できないから、例えば既存のものを流用するという、財務面での制約は基本的にないのか。

特別支援教育課長： そういうことはないと思う。もう一つは、静岡北特別支援学校の状況がかなり逼迫をしているということで、開校年度についてはあまり後ろに持っていけないという事情がある中で、設置場所を早く決めていかなければいけないという状況がある。

藤 井 委 員： 承知した。今御説明いただいたようなことをしっかり書面で示していただくと、予習もできるし判断も間違いなくできると思うので、今後そういうふうにしていただきたい。

特別支援教育課長： 御指摘の件について、改めてお詫びを申し上げる。

後 藤 委 員： 先ほども申し上げたようにA・B・CならA・B・Cで説明していただければ、別に問題はない。藤井委員が御指摘されたように予算がないのか、あるいは何かの事情でお金よりも時間がないから急がなければならないということだと思うが、そういう御説明をいただければみんな納得すると思う。

教 育 部 長： 少し補足をさせていただく。藤井委員や後藤委員から御質問をいただ

いた敷地の選定の経緯については、検討した箇所をお示しし、その検討の箇所の敷地面積がどれくらいだとか、交通アクセスがどういう状況なのかということについて検討した資料があるので、それを委員の皆様のごところに提供して、静岡視覚特別支援学校に併置する形で進めたいということが分かるものを、お送りするので御覧いただきたい。

敷地の面積は特にこれと決まっているわけではないが、知的の特別支援学校については、おおむね1万8,000平米程度を基準として財政当局と調整をしている。ただ、1万8,000平米のまとまった土地を確保するという事は、先ほど伊賀課長が申し上げたとおりなかなか難しい状況がある。特に静岡市内で交通アクセスのいいところかというと非常に制限がかかってきてしまう。新規に土地を取得するという手も否定されているわけではないが、どうしても交通アクセスのいいところということになると10億円単位の用地取得費というものを想定しなければならないということになる。そこで調整をするよりは、時間的な制約もある中で既存の学校敷地で対応できる場所はないかということを検討した結果として、静岡視覚特別支援学校は今1万3,000平米ほどあることから、その中でうまく視覚特別支援学校と知的の特別支援学校をやりくりする形で対応できないかということを考えて本日提案させていただいたということである。

藤井委員： そうすると、議決は本日举行したいということか。

教育部長： そうである。予算の話はこの後させていただくが、議案としてこういう形で進めるということを出していききたいため、まずは敷地の選定について御了解をいただければと思う。

藤井委員： 承知した。

教育部長： 資料について不手際があったことをお詫びする。他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育部長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

全委員： (異議なし)

教育部長： 第44号議案について可決する。

## 報告事項1 富士富士宮地区特別支援学校高等部分校(仮称)の設置場所の決定

教育部長： 報告事項1「富士富士宮地区特別支援学校高等部分校(仮称)の設置場所の決定」について、伊賀特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教育部長： 質疑等はあるか。

藤井委員： この件自体と関係はないが、一番下の表を見ると分校が非常に多い。全体的に生徒数は世の中の動きとして減少傾向にあるが、特別支援学校に通う子供たちの数は、たしか以前もいろんな数字を提示していただいた記憶に基づくと増加傾向にあるということで、結局こういう分校の形態で受け入れる学校の数を増やさないと対応できないということだと思う。



特別支援教育課長： 御指摘の通り、特別支援学校の児童・生徒数については、今現在も増加傾向にある。特に高等部の生徒の増加が大きいため、高等部の分校設置について、今後も進めていかなければ既存の学校の中だけではなかなか対応が難しい状況が続いている。

藤井委員： それは、年齢分布で今の高校あたりが結構厚めに数として存在するということか。

特別支援教育課長： 特別支援教育の対象というか、特別支援教育を必要とする子供たちが増えてきている。それだけ特別支援教育への理解が広まっているということも一因になっていると考えている。

これは、小学校・中学校においても特別支援学級や通級における指導の対象の子供の数が年々増えており、特別支援学級の増加については、特別支援学校の児童・生徒数の増加よりもはるかにもっと高い割合で伸びているため、今後そういう子供たちが高等部に進学をしていくことを考えると、高等部については今後も生徒の増加が続いていくもの考えられる。

藤井委員： 承知した。分校の形態で増やしていくというのは、やはり既存の特支と一緒にやって一体的に運営をしたほうが効率的で理にかなっているということか。

特別支援教育課長： 分校について、実績のある学校を今10校そこにお示ししてありますが、一つには高等部の知的障害の遅れにかなり個人差もありますので、比較的軽度の生徒を対象にして職業教育に重点を置いた形で分校を整備しており、そちらを少し手厚くやっていくという教育的な部分と、高校の中に分校を設置することによって障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ機会をそこにつくることによって、共生・共育教育を推進していくというような、そのような意味合いからも、高等部分校の設置を推進をしているところである。

藤井委員： 事情について承知した。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

## 報告事項2 令和4年度教員採用選考変更点について

教育長： 報告事項2「令和4年度教員採用選考変更点」について、宮崎義務教育課長、本多高校教育課長、伊賀特別支援教育課長より説明願う。

関係課長： <報告事項について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 知識不足で質問をさせていただくが、最後の特支の件について、小・中・高・特支の普通免許状を持っている人に加点をするというのは、要は教職課程、あるいは試験を受ける前の段階で既にこの4つの免許状を持っておられる方が相当数存在するということか。

特別支援教育課長： 現在、教員採用試験で受けてきている先生方については、特別支援学

校の免許状というのは制度的に単独では効力を発揮しなくて、基礎免許というものが必要になる。その基礎免許というのは、小学校の免許・中学校の免許・高等学校免許・幼稚園の免許等のいずれかを持っていることが必要になってきて、その免許との組合せで初めて効力を発揮する。その基礎免許状に加えて、小学校だけとか中・高の免許であるとか、高校の免許だけ、それにプラス特支の免許という形で受けてこられる方もいますので、そうすると、特別支援学校の中に小学部・中学部・高等部という3つの学部がある中で、その免許状によって配属ができる学部が決まってきてしまうため、より多くの免許を持っている方については、その方の専門性や資質・能力を生かして、いろいろな場で活躍ができるというようなところもありますし、その免許状の関係でなかなか校内の体制をつくることに、より自由度が広がり、そういうところで学校の教育力を高めることにもつながっていくと考えている。

後藤委員： 藤井委員の御質問は、どの程度の人数がいるかということだと思うが。

特別支援教育課長： 具体的な人数については把握しておらず、手元に資料がないためこの場での回答は難しい。

藤井委員： 承知した。例えば小・中・高・特支の4つの免許を持っている人というのは、それなりに経験をお持ちの方々なので、もちろん加点をすることについては何の異議もないですが、そういう方たちも新たに特支の免許を取らないと教壇に立てないというか、仕事に就けないのか。

特別支援教育課長： 法律上の中で特別支援学校の免許は、本当は有していなければ特別支援学校では教鞭を執れないというようなところになっているが、特別支援学校の免許を有している教員の数が少ないため、法律上、今暫定的な措置として当面の間、免許がなくても指導ができますよというような扱いにはされている。ただ、国のほうでも当面の間ということができるだけ早いところで外していきたいという方向で、特別支援学校教員の免許状の所有率を上げていくというような方針が伝えられている。

藤井委員： 承知した。

教育長： 他に意見はあるか。

伊東委員： 同じく特別支援について、従来3つの免許の所有者には5点加点という説明があったが、それは継続するのか。

特別支援教育課長： 継続する。

伊東委員： 承知した。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項2を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

## ＜非＞第 45 号議案 令和 3 年 2 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 45 号議案「令和 3 年 2 月県議会定例会に提出する議案」について、青木財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 質問が 2 点ある。資料 12 ページの人件費について、その主な増減要因として、自然減という表現と新陳代謝という表現があるが、これの意味するところが何かという点と、15 ページの教育総務費で繰越明許にするということですが、年度内に事業を完了することが困難、これはこれで仕方がないと思うが、いつ頃完了する予定なのか教えていただきたい。

財 務 課 長： 初めに自然減について、国の標準法により、児童・生徒数や学級数に基づいて教職員数が算定される。小・中学校につきましては 41 人の減、高等学校につきましては 201 人の減、特別支援学校につきましては 49 人の増ということで、自然減につきましては 191 名になっている。

藤 井 委 員： 確認だが、要は生徒数の増減に伴って自動的に計算上できてくるデータということか。

財 務 課 長： そうである。それと、新陳代謝ですけれども、これも退職職員の単価とそれの補充、新任で入ってくる補充職員の単価差の推計に基づくものである。

藤 井 委 員： これも全てルールが決められたデータということか。委託契約をして再雇用したというようなケースは想定していなくて、単純に定年で退職される方と、新規採用で入ってこられる方を想定したデータということで間違いないか。

財 務 課 長： そうである。

藤 井 委 員： 承知した。

財 務 課 長： 繰越しの完了時期につきましては、今ちょっと手元にデータがないため、また別途お知らせする。

藤 井 委 員： なぜそこだけ抽出して質問したかというのと、G I G A スクールサポートという、要は I C T の機器整備だと思うが、これは I C T 教育を進める上で絶対にやらなければならないことであるため、早く完了してほしいという理由からである。

I C T 教育推進室長： 教育総務費の補正後の 4 億 4,800 万のところは、その前の 14 ページの、藤井委員から御指摘いただいた G I G A スクールサポート事業費の分となる。中身については低所得世帯の高校生に貸与するためのことを書いてあるが、具体的にはパソコンの整備である。あとはそれを使うための W i - F i のモバイルルーターの貸し出しを行う。数量としては、大体 6,000 台ぐらいの数を入れる予定である。

パソコンについては、金額の関係で 6 月議会の決裁が必要になるため、準備は 4 月に入って進めるが、実際学校に入っていくのは 6 月議会後になりますので、目安としては 2 学期中を目指している。

藤井委員： 承知した。  
教育長： 他に質疑等はあるか。  
全委員： (特になし)  
教育長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。  
全委員： (異議なし)  
教育長： 第45号議案について可決する。

**<非>第46号議案 令和2年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者の決定**

※ 非公表

**<非>第47号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第48号議案 教職員の懲戒処分**

**<非>第49号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第50号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、令和2年度第16回教育委員会定例会を閉会とする。